様式第２号（第６条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　様

日南町長　　　　　　　　　　印

　　　　年度道の駅にちなん特産品販売施設活性化支援助成金交付決定通知書

　　　　年　月　日付けで申請のあった　　　　年度日南町野菜等生産活動団体支援助成金（以下「本助成金」という。）については、日南町補助金等交付規則（昭和４５年日南町規則第２２号）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

１　対象事業

　助成金の交付の対象となる事業は、　　　　年　月　日付で申請のあった　　　　　年度道の駅にちなん特産品販売施設活性化支援助成事業とし、事業の内容は当該申請書の事業計画書記載のとおりとする。

２　交付決定額

助成事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとする。

助成事業に要する経費　　金　　　　　　　　円

助成金の額 　　　　　金　　　　　　　　円

３．助成事業は交付決定を受けた年度中に完了しなければならない。

４．助成事業の内容を変更しようとする時は、あらかじめ変更承認申請書を提出して

　承認を受けなければならない。

５．助成事業が完了した時は、別に指示するところにより実績報告書を提出すること。

６．助成事業の適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、検査員をして当該助成事業に係わる帳簿、書類、その他物件を検査することがある。

７．助成事業はこの通知のほか、日南町補助金等交付規則の定めるところに従わなければならない。